

## 社会福祉法人鹿児島県共同募金会鹿児島市共同募金委員会共同募金助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、地域を良くしていこうと活動する福祉団体やボランティア団体などを支援することを目的とし、鹿児島県共同募金会鹿児島市共同募金委員会（以下「本会」という。）が行う共同募金の助成について必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、鹿児島市内で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人、校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）、町内会等の地域団体、福祉団体及びボランティア団体とする。

### (助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業
  - (2) 校区社協又は町内会等が行う小地域での福祉推進のための活動事業
  - (3) 地域福祉を目的とした福祉団体又はボランティア団体などの活動事業
- 2 前項に掲げる事業であっても、次の各号の一に該当する事業は助成対象としない。
- (1) 国又は地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業
  - (2) 設立後1年を経過しない団体の事業。ただし、特に必要性が認められる場合はこの限りでない。
  - (3) 構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、活動の対象が一般に開放されず限定されており、社会福祉の性格の明らかなでない事業
  - (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行う事業
  - (5) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
  - (6) 助成による効果が期待できない事業
  - (7) 助成決定前に既に購入又は実施している事業
  - (8) 他の補助金（公的融資を含む。）との重複助成となる事業及び他の財源をもって実施することが適当と認められる事業
  - (9) その他、本会の審査委員会において適当と認められない事業

### (助成申請)

第4条 助成を受けようとするもの（以下「助成申請団体」という。）は、本会が定める期日までに、共同募金助成申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、本会に提出しなければならない。

### (審査)

第5条 本会の会長（以下「会長」という。）は、前条の助成申請があったときは、必要に応じて調査を行い、審査委員会に諮ったうえで、助成の可否について決定し、助成を行うこととなった場合は共同募金助成金内定通知書（様式第2号）により、助成を行わないこととなった場合は共同募金助成金不交付通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 会長は、鹿児島県共同募金会（以下「県共募」という。）が直接助成する事業で、本会が書類上の審査をして進達するものについては、審査委員会に報告するものとする。

### (助成金の調整)

第6条 本会は、募金の実績に基づき、県共募と助成金の調整を行ったうえで、助成申請団体への助成金を調整できるものとする。

(助成金の決定)

第7条 本会は、県共募からの地域福祉活動助成金の決定後に助成金の決定を行い、助成申請団体に共同募金助成金決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成事業の変更)

第8条 助成申請団体は、助成金の決定を受けた事業について、やむを得ない事情により変更の必要が生じたときは、当該事業を開始する前に、共同募金助成事業変更申請書(様式第5号)を本会に提出し、会長の承認を得なければならない。

(助成金交付請求)

第9条 第7条の通知を受けた助成申請団体が、助成金を受けようとする場合は、共同募金助成金交付請求書(様式第6号)を本会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 本会は、前条による請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付するものとする。

(助成金の使途報告)

第11条 助成を受ける団体(以下「被助成団体」という。)は、助成事業完了後、直ちに共同募金助成事業完了報告書(様式第7号)を本会に提出しなければならない。

2 本会は、必要があると認めるときは、被助成団体に対し調査を行うことができるものとする。

(助成金の経理)

第12条 被助成団体は、助成金の使途経理について常時内容を明らかにしておかなければならない。

2 被助成団体は、本会が要求するときは、必要な記録及び諸帳簿を提示するものとし、調査を拒むことはできない。

(使途の周知)

第13条 被助成団体は、事業の実施に当たって、助成金の使途に関し、広く住民に周知しなければならない。

(助成の取消)

第14条 本会は、被助成団体が次の各号の一に該当する場合は、助成の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成決定後事業を一部休止又は廃止した場合
- (2) 助成金を、助成金の決定を受けた事業以外に使用した場合
- (3) 事実と相違した助成申請又は使途報告を行った場合
- (4) 本会が経理状況について極めて不良と認めた場合
- (5) その他本会の指示に従わない、又は本会が不相当と認めた場合

2 会長は前項の規定により、助成を取り消した場合において既に助成金が交付されているときは、当該取り消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。